

労働と看護の質向上のためのデータベース（DiNQL）事業 所属法人本部への DiNQL データの提供について（説明書）

公益社団法人日本看護協会は、貴院が所属する法人本部との契約のもと、貴院の同意を得た上で、貴院のDiNQLデータを法人本部へ提供します。以下の説明をご覧の上、データ提供に同意される場合は日本看護協会宛に「データ提供同意書」の提出をお願いいたします。

1) データ提供目的

法人本部でも DiNQL データを有効活用することによって、DiNQL 事業を促進し、もって本事業の下記目的を推進する。

- 【DiNQL 事業の目的】
- (1) 看護実践をデータ化することで看護管理者のマネジメントを支援し、看護実践の強化を図る
 - (2) 政策提言のためのエビデンスとしてデータを有効活用し、看護政策の実現を目指す

2) データ提供先の対象

貴院が所属している法人本部

（経営母体を一としている、同一設置主体や同一医療法人等の本部組織）

3) 提供するデータ内容等

(1) 病院名が特定された形式での、貴院（法人所属病院）の入力データ（全項目）

- ・法人の所属病院（貴院）が入力した、病棟単位のデータ

*** その他、法人本部には日本看護協会から下記データ等も提供される。**

(2) 他病院の集計データ（中央値、最小値、最大値）

- ・他病院のデータは集計値（中央値、最小値、最大値）のみ。病院名が特定されることはない。
- ・法人本部は他病院の集計データについて、DiNQL のベンチマーク評価比較対象条件から指定可能。日本看護協会は、法人本部に指定された比較対象条件で他病院の集計値を算出し、提供する。

(3) データ項目の定義に関する説明書「データ入力の手引き」

4) データ提供頻度・方法

年4回。四半期に1度 CD-ROM でデータを郵送する。

5) 手続き *本説明書およびデータ提供同意書は、下記3と4に該当する。

日本看護協会と参加病院間で締結している規約上、DiNQLデータの第三者提供は特別な事情がある場合を除き、双方において禁じられているため、下記手続きを行う。

1. 日本看護協会と法人本部間で「契約書」を交わす。
2. 法人本部は、所属病院間と本対応に関する同意を交わす（書式等は問わない）。
所属病院の同意を得た上で、データ提供を希望する病院名リストを法人本部は日本看護協会に提出する。
3. 病院名リストに従い、法人に所属する参加病院に対し、日本看護協会から「データ提供同意書」書類を送付。
4. 日本看護協会が法人本部にデータ提供を行うことに同意する参加病院は、日本看護協会宛に「データ提供同意書」を提出。
5. 日本看護協会は、「データ提供同意書」が提出された参加病院に関するデータを法人本部に提供する。

6) データの取り扱い等

- ・日本看護協会から法人本部にデータを提供する病院は、日本看護協会宛に「データ提供同意書」が提出された病院に限られる。法人本部からの提供依頼があっても、データ提供の同意を得ていない病院のデータは一切提供されない。
- ・法人本部へのデータ提供の際は、データ紛失・盗難を防止するため、ファイルを暗号化したうえで、追跡機能サービス付郵送を利用する。パスワードについては別途送付する。
- ・法人本部でのデータの取り扱いに関しては、安全確保や目的外利用の禁止、第三者への提供禁止等について、契約書において規定している。
- ・法人本部へのデータ提供についてはいつでも自由に文書にて撤回できる。同意されなかった場合や途中で同意を撤回したことにより、今後のDiNQL事業参加に何ら不利益を被ることはない。